

一般介護予防事業等の 推進方策に関する検討会 (第3回)	参考資料 1
令和元年7月19日	

令和元年7月19日

一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会
座長 遠藤 久雄 殿

第3回一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会に関する意見

健康保険組合連合会
常務理事 河本 滋史

7月19日は本会の総会開催のため、欠席いたします。
つきましては、下記の通り意見を提出いたしますので、よろしくお取り計ら
いいただきますようお願いいたします。

記

【中間取りまとめ骨子案について】

2. 主な論点

(1) 一般介護予防事業等に今後求められる機能

通いの場の形態は様々であり、その要介護抑制効果も取組内容により違うた
め、通いの場のしっかりとした定義づけを行い、効果検証が可能な仕組みを構
築し、効果のある事業に重点化することが必要である。

(2) 専門職の関与の方策等

健康保険法等の一部を改正する法律には、高齢者の保健事業と介護予防の一
体的な実施等に、専門職を活用したフレイル対策が定められており、取組の一
つに通いの場への専門職の関与がある。高齢者の保健事業には、後期高齢者の
保険料のほか、各種補助金や特別調整交付金等を充てることになっている。一
般介護予防事業の財源とは異なるので、混同しないよう取り扱いを明確にす
る必要がある。

(3) PDCA サイクルに沿った推進方策

総合事業実施の効果の点検・評価を行っている市町村は全体の約3割、総合

事業にかかる費用対効果による事業評価は約 1 割にとどまっている。保険者機能強化推進交付金により PDCA サイクルに沿った取り組みをさらに推進し、効率的効果的な事業の実施を目指すべきである。一般介護予防事業には、第 2 号被保険者の保険料が充てられている。費用負担者に対して事業の費用対効果を明確にすることが必要である。